

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算〔第5号〕について、急施を要すると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和3年3月4日 提出

筑北村長 関川 芳男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和2年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算〔第5号〕を次のとおり専決処分する。

令和3年2月8日

筑北村長 関川芳男

令和2年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算〔第5号〕

令和2年度筑北村の差切峡温泉施設特別会計補正予算〔第5号〕は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月8日 専 決

筑北村長 関川芳男

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		18,610	72	18,682
	1 他会計繰入金	18,610	72	18,682
歳入	合計	30,605	72	30,677

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 経営管理費		3,701	72	3,773
	2 新型コロナウイルス対策費	610	72	682
歳 出	合 計	30,605	72	30,677

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	18,610	72	18,682
歳入合計	30,605	72	30,677

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 経営管理費	3,701	72	3,773	0	0	72	0
歳出合計	30,605	72	30,677	0	0	72	0

2 歳 入

(款) 2 繰 入 金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1一般会計繰入金	18,610	72	18,682	1一般会計繰入金	72	003 新型コロナウイルス対策繰入金 72 001 新型コロナウイルス対策繰入金 72
計	18,610	72	18,682			

3 歳 出

(款) 1 経営管理費

(項) 2 新型コロナウイルス対策費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
				特定財源			一般財源	区分		金額			
				国 支 出	県 金	地方債 その他							
1新型コロナウイルス対策費	610	72	682			72		10 需用費	50	001 消耗品費	50		
												001 消耗品等	50
												14 工事請負費	△2
										030 建物(事業用資産)	△2		
										17 備品購入費	24	010 補助備品購入費	24
												002 備品購入費(資産対象外)	24
計	610	72	682			72							